

地域計画

策定年月日	令和7年3月21日
更新年月日	()
目標年度	令和14年度
市町村名 (市町村コード)	守山市 (252077)
地域名 (地域内農業集落名)	布施野地区 (布施野)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	21.49 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	21.49 ha
② 田の面積	21.23 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	0.26 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	1.95 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0.00 ha
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。
3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。
5:(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

・かねてから農業者の離農が進み、現在、集落で水田の営農をしているのは2世帯にまで減少している。その2世帯の主たる農業者については、一人は後期高齢者、もう一人は高齢者の域に達しており、近い将来、集落の農業組合のあり方も含め、地域農業のあり方を農地所有者が自らの問題として具体的に検討する時期を迎えている。
・現在、布施野在住者で、将来ここで農業(家庭菜園レベルを除く。)を営もうとする者はなく、そう遠くない時期に当地域在住者の水田耕作者はいなくなることが必然と見込まれる中で、次の耕作者の候補者に対し、営農し易い環境づくり(農地の集積・集約化)を進めるべく、現農地所有者に対し、集積・集約化への推進の理解を進める必要がある。また、当地域在住者の水田耕作者がいなくなった状態の中で、布施野の圃場への水利の安定的な供給の確保を図っていくことも環境づくりの一つと言える。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

・平成5年のコメの大凶作の翌年(平成6年)からほぼ水稻のみが主要作物となり、以後生産調整は他用途利用米を経て、現在も加工用米や飼料用米で対応しており、当地域在住者以外の耕作者に依存している状況の中では、水稻を中心とした農業を進める。
・担い手に農地の集積・集約化を進めつつ、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受け入れ易くする環境づくりを進める。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
・農地中間管理機構への貸付けを進めつつ、担い手(認定農業者、認定農業法人)への農地の集積・集約化を基本として進める。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	72	%	将来の目標とする集積率 80 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
・担い手への農地の集約を図り、団地面積の拡大を進める。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
・継続して集落での話し合いを行い、目標地図の見直しを行う中で、農地の集積・集約化の取組を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方法
・農地の集積・集約化を可能な限り進める中で、農地中間管理機構を通じた農地の貸借を進める。
(3)基盤整備事業への取組
・農地の大区画化・汎用化等の基盤整備について検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
・経営規模の小さな農家であっても、家庭菜園レベルでも構わないので、農業に携わっている世帯を継続して確保していく。 ・関係機関・団体と連携し、新規就農者の受入れを積極的に支援し、営農が継続できるよう、当地域の力量に応じた可能な範囲で農業経営の支援を行う。また、半農半Xを志向する者に対しても、農地や農村を守る人として、受入れを支援する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の取組
・経営規模の小さな農家であっても、農業(家庭菜園レベルを含む。)を継続したい農家が農業を継続できるよう、担い手やJA等へ主な基幹作業等の委託を行う。 ・作業の効率化が期待できる防除作業は、主にJA等への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	
【選択した上記の取組内容】				
⑦休耕田畑の雑草の除去等により、隣接農地や隣接民家に迷惑をかけないようにする。				

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 14 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	A021	水稻・小麦・大豆	4.88 ha	ha	水稻・小麦・大豆	4.88 ha	ha	A021	
認農	A023	水稻・小麦・大豆	3.85 ha	ha	水稻・小麦・大豆	3.85 ha	ha	A023	
認農	A033	水稻・小麦・大豆	3.32 ha	ha	水稻・小麦・大豆	3.32 ha	ha	A033	
認農	A028	水稻・小麦・大豆	2.39 ha	ha	水稻・小麦・大豆	2.39 ha	ha	A028	
利用者	B235	水稻	1.09 ha	ha	水稻	1.09 ha	ha	B235	
認農	A022	水稻・小麦・大豆	0.76 ha	ha	水稻・小麦・大豆	0.76 ha	ha	A022	
利用者	B035	水稻	0.70 ha	ha	水稻	0.70 ha	ha	B035	
認農	A029	水稻・小麦・大豆	0.20 ha	ha	水稻・小麦・大豆	0.20 ha	ha	A029	
認農	A030	水稻・小麦・大豆	0.13 ha	ha	水稻・小麦・大豆	0.13 ha	ha	A030	
認農	A003	水稻・小麦・大豆	0.11 ha	ha	水稻・小麦・大豆	0.11 ha	ha	A003	
認農	A063	水稻・小麦・大豆	0.09 ha	ha	水稻・小麦・大豆	0.09 ha	ha	A063	
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	11経営体		17.52 ha	0 ha		17.52 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

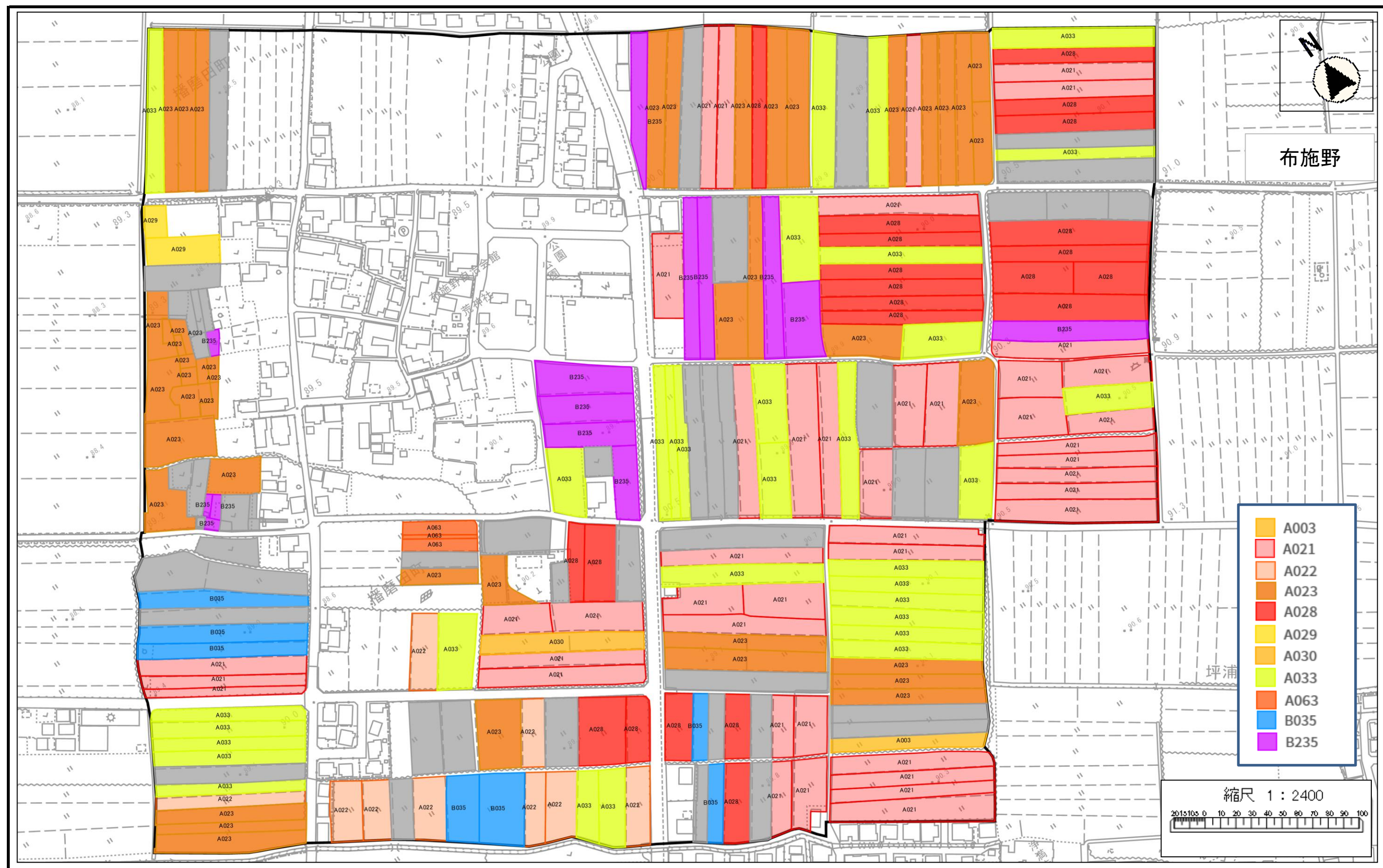
注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。



注意事項

- ・ 黒い太線は、集落範囲の外周を参考として示しています。
- ・ 耕作者を示す記号の位置は、地図の表記の都合上、農地の位置からずれている場合があります。
- ・ 農業委員会の農地台帳において分筆している農地は、耕作者を示す色が重なって表示される場合があります。